公益財団法人旭硝子奨学会
個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人旭硝子奨学会（以下、「本法人」といいます。）は、日本人学生及び生徒並びに外国人留学生のうち、経済的援助を必要とする優れた人材に対して、奨学金を支給することにより、国内外の社会に有用な人材を育成することを目的とする団体です。本法人の取得する個人情報はこの目的に沿って使用され、本法人は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

１　個人情報の取得

本法人は、個人情報の利用目的を明らかにし、適法かつ公正な手段でこれを取得します。

２　利用範囲

本法人は、取得した個人情報を、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的の範囲内で個人情報の取扱いを委託する場合、法令の定めに基づく場合並びに人の生命、身体又は財産の保護のために必要となる場合をのぞいて、事前の本人の同意なしに個人情報を第三者へ提供しません。

３　管理体制

(1)　本法人は、全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、不正な持出し、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。

(2)　本法人は、利用目的の範囲内で個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、当該第三者と個人情報の取扱いに関する取決めを行うとともに、個人情報の適正な管理が行われるよう当該第三者を管理・監督します。

(3)　本法人は、本人による個人情報の開示、訂正、追加又は削除の依頼に対して合理的な範囲で速やかに対応します。また、個人情報の取扱いに関する苦情を受け付ける窓口を設け、苦情を受け付けた場合には、合理的な範囲で適切かつ速やかに対応します。

４　法令遵守のための取組みの維持と継続

(1)　本法人は、個人情報の保護に関する法令、規則等に則った業務運営に努めて参ります。

(2)　本法人が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本法人の事業内容の変化又は事業を取り巻く法令、社会環境若しくはＩＴ環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

(3)　本法人は、本方針を、本法人の役職員及び関係者に周知徹底することによって、一人ひとりがその重要性を認識し、実行する風土づくりに努めます。

平成２５年４月１日

公益財団法人旭硝子奨学会
個人情報管理規程

（目　的）

第１条　本規程は、公益財団法人旭硝子奨学会（以下、「本法人」という。）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して本法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

（定　義）

第２条　本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2)　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3)　役職員等

「役職員等」とは、本法人に所属するすべての理事、監事、評議員、奨学生選考委員及び職員をいう。

（適用範囲）

第３条　本規程は、すべての役職員等に適用する。また、役職員等は、退任・退職後においても、在任・在籍中に取得・アクセスした個人情報の取扱いについては、本規程に従うものとする。

（個人情報管理責任者）

第４条　本法人においては、常任理事を個人情報管理責任者とする。

２　個人情報管理責任者は、本規程の適正な実施及び運用を図り、個人情報の外部への漏洩、不正使用、滅失、毀損又は改ざん等がないよう管理する責を負う。

（個人情報の取得）

第５条　個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

２　本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人に対して、個人情報の利用目的及び取得した個人情報に関する問合せ先を、書面又はこれに代わる方法によって通知しなければならない。
３　本人以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、個人情報の利用目的及び取得した個人情報に関する問合せ先を本人に通知又は公表しなければならない。

（利用目的及び個人情報の利用）
第６条　個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、定款に定める本法人の目的の達成のために必要な範囲であり、かつ当該個人情報の取得時に本人に通知又は公表した利用目的の範囲内でなければならない。
２　利用目的の変更を行う場合は、事前に本人の同意を得るものとする。但し、変更前の利用目的と変更後の利用目的とに相当の関連性がある場合には、変更後の利用目的を本人に通知又は公表することで本人の同意に代えることができる。

（個人情報の提供）
第７条　法令で定める場合を除き、個人情報は本人の事前の同意なく第三者に提供してはならない。
２　前項の定めにかかわらず、本法人の業務を遂行するために業務の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、個人情報取得時に本人に通知又は公表した利用目的の範囲内において個人情報を提供できるものとする。
(1)　社会通念上相当な事業活動を営む者であること
(2)　個人情報の保護に関し、本規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
(3)　本法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する取決めを行い、これを遵守することが見込まれる者であること
３　前項に基づき個人情報の提供を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。また、業務委託先において、提供した個人情報の適正な管理が行われるよう、当該業務委託先を管理・監督しなければならない。

(個人情報の正確性確保)
第８条　個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保たれるよう管理しなければならない。

（役職員等の監督）
第９条　個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

（個人情報等の消去・廃棄）
第 10 条　保有する必要がなくなった個人情報については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

（通報及び調査義務等）
第 11 条　役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。
２　個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

（報告及び対策）
第 12 条　個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。
ア　漏洩した情報の範囲
イ　漏洩先
ウ　漏洩した日時
エ　その他調査で判明した事実
２　個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるともに、再発防止策を策定しなければならない。

（自己情報に関する権利）
第 13 条　本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。

（個人情報の利用又は提供の拒否権）
第 14 条　本法人が既に保有している個人情報について、本人から自己の情報の利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、つぎに掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1)　法令の規定による場合
(2)　本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

（苦情の処理）
第 15 条　本法人の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局長が担当する。
２　個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な体制の整備及び支援を行なう。
３　事務局長は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

（改　廃）
第 16 条　本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則
本規程は、平成２５年４月１日から施行する。